

東京都中小規模事業所初期投資ゼロ省エネ支援紹介業務運営要綱

(制定) 平成27年5月22日付27都環公総地第244号

(改定) 平成31年4月1日付30都環公地温第2173号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け、事務を執行する東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度において、初期投資ゼロ省エネ支援紹介業務（以下「本業務」という。）の管理及び運営を図ることを目的とする。

(業務の概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- 一 公社は、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（17環都計第22号）に基づき登録を受けた事業者（以下「ビジネス事業者」という。）の中から本業務への参加を希望するビジネス事業者を募集する。本業務への参加を希望し登録された事業者（以下「サポート実施事業者」という。）を、公社のホームページにおいて公表する。
- 二 本業務は、都内に中小規模事業所を設置する事業者であって、サポート実施事業者による運用改善を含む継続的な省エネルギー対策技術支援（以下「省エネ対策技術支援」という。）を希望する事業者（以下「支援対象事業者」という。）に対して実施する。
- 三 公社は、支援対象事業者をサポート実施事業者に紹介する。
- 四 サポート実施事業者は、必要に応じて支援対象事業者の事業所を現地確認し、支援対象事業者に対し効果的な運用改善を含む継続的な省エネルギー対策に係る技術的な提案を行う。
- 五 公社は、支援対象事業者とサポート実施事業者の間で締結する、省エネ対策技術支援に関する契約について、支援対象事業者が希望する場合は、標準契約書を提供する。

(サポート実施事業者の登録等)

第3条 公社は、ビジネス事業者の中から本業務への参加を希望する事業者を募集する。

- 2 本業務への参加を希望するビジネス事業者は、公社が別に定める期間内に、サポート実施事業者登録申請書（第1号様式）を公社へ提出しなければならない。

- 3 公社は、ビジネス事業者から前項の規定による申請書の提出を受けた場合、当該ビジネス事業者をサポート実施事業者として登録する。
- 4 公社は、前項の規定による登録をしたときは、サポート実施事業者登録通知書（第2号様式）により当該ビジネス事業者へ通知するとともに、公社のホームページにおいて公表する。
- 5 第3項の登録の有効期限は、公社が別に定める。
- 6 公社は、第3項の規定により登録されたサポート実施事業者が、正当な理由なく本業務を履行しない場合は、同項の登録を抹消することができる。

（支援対象事業者の要件）

第4条 支援対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 一 東京都内に建物を所有し、又は賃貸借契約を締結して当該建物の管理を行い、自ら光熱水費の支払を行っている者
- 二 刑事上の処分を受けていない者
- 三 その他公的な支援先として社会通念上不適切でない者

（支援対象事業者の申込み）

第5条 支援対象事業者になろうとする者は、公社が別に定める期間内に、公社に対し支援対象事業者申込書兼同意書（第3号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の支援対象事業者申込書兼同意書の提出をする場合、同一年度において、一つの事業者につき1事業所を提出の単位とする。
- 3 第1項の支援対象事業者申込書兼同意書の提出をした者は、公社に、事業所の主用途、規模、年間エネルギー使用量等の情報を提供するものとする。また、当該情報をサポート実施事業者に対して提供することについて支援対象事業者申込書兼同意書（第3号様式）により同意しなければならない。
- 4 第1項の支援対象事業者申込書兼同意書の提出をし、かつ、前項の規定による情報提供に係る同意を行ったもの者は、支援対象事業者とする。

（サポート実施事業者への意向確認）

第6条 公社は、全てのサポート実施事業者に、支援対象事業者に対する第8条及び第9条に掲げる業務（以下「省エネ対策企画提案業務」という。）の実施の意向について確認する。当該確認に当たっては、支援対象事業者の事業所の所在地、主用途、規模、年間エネルギー使用量等の情報を提供する。

- 2 サポート実施事業者は、前項による情報提供を受けた日からおおむね1週間以

内に、公社に意向を回答するものとする。

(省エネ対策企画提案業務を行うサポート実施事業者の選定)

第7条 公社は、前条第1項による意向確認の結果、支援対象事業者に対して省エネ対策企画提案業務を実施したい旨の回答があった場合、当該支援対象事業者に対し省エネ対策企画提案業務を行うサポート実施事業者を、省エネ対策企画提案業務を実施したい旨の回答をしたサポート実施事業者の中から原則として2者以上選定する。

2 前項の場合において、省エネ対策企画提案業務を希望するサポート実施事業者が2者に満たない場合は、公社は、支援対象事業者と省エネ対策企画提案業務の実施について協議を行う。

(現地確認の実施)

第8条 公社は、現地確認が必要と認めた場合、前条第1項の規定により選定したサポート実施事業者及び支援対象事業者に対して、現地確認実施について通知し、日程を調整する。

2 前項の場合において、サポート実施事業者は、日程調整の後、該当事業所の現地確認を行うこと。なお、支援対象事業者が希望する場合は、公社職員が現地確認に立ち会う。

3 支援対象事業者は、サポート実施事業者が実施する現地確認(設備機器の図面、運転管理記録簿の提出、建物の設備機械室等の案内、設備機器運転者との協議、エネルギーの使用に関する情報提供等)に協力しなければならない。

(企画提案会の実施)

第9条 サポート実施事業者は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める時期に、速やかに省エネ対策企画提案書を作成し、公社に提出して確認を受けること。

一 前条の現地確認を実施しない場合 第7条第1項の規定により省エネ対策企画提案業務を行うサポート実施事業者として選定された後

二 前条の現地確認を実施した場合 当該現地確認の実施後

2 公社で省エネ対策企画提案書の内容を確認した後に、サポート実施事業者は、省エネ対策企画提案書を支援対象事業者に送付するとともに、内容について企画提案会(プレゼンテーション)を行うこと。なお、支援対象事業者が希望する場合は、公社職員が立ち会う。

3 支援対象事業者は、サポート実施事業者が行う企画提案会に、契約事務担当者及び建物管理会社等の設備の運転管理を行う者が出席するよう努めること。

(省エネ対策企画提案業務の中止)

第10条 支援対象事業者は、省エネ対策企画提案業務の中止を希望する場合、省エネ対策企画提案業務中止届(第4号様式)を公社に届け出るものとする。

(支援対象事業者とサポート実施事業者の契約等)

第11条 支援対象事業者が、サポート実施事業者による省エネ対策技術支援を希望する場合には、両者で契約を締結すること。なお、履行上の疑義が生じた場合は、当事者間で解決することとし、都及び公社は関与しない。ただし、公社は、支援対象事業者が希望する場合は、標準契約書を提供する。

(助言)

第12条 都及び公社は、本業務の適切な執行のため、支援対象事業者又はサポート実施事業者に対し、必要な助言を行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第13条 公社は、本業務の実施に関して知り得た支援対象事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本業務に必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項、法令又は条例に定められた場合を除き、公社は、本業務の実施に関して知り得た支援対策事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

3 サポート実施事業者は、本業務の実施に関して知り得た支援対策事業者の個人情報等について、本業務外に使用してはならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本業務の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。